

第34号議案

警察に関する手数料条例の一部を改正する条例

警察に関する手数料条例（平成12年島根県条例第39号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「11」を「同表の49の項の10」に改める。

別表第1の38の項の1中「4,600円」を「4,400円」に、「7,700円」を「7,400円」に改め、同項の2中「1,800円」を「1,750円」に、「1,900円」を「1,850円」に、「3,050円」を「3,100円」に改め、同項の3中「3,050円」を「2,950円」に、「4,600円」を「4,500円」に改め、同項の4中「1,900円」を「1,850円」に改め、同項の5中「4,600円」を「4,550円」に改め、同項の6中「3,000円」を「2,850円」に、「4,550円」を「4,400円」に改め、同表の38の2の項の1中「3,850円」を「3,650円」に、「6,950円」を「6,650円」に改め、同項の2中「4,050円」を「3,850円」に、「4,900円」を「4,750円」に改め、同表の39の項中「1,550円」を「1,450円」に、「3,100円」を「3,000円」に改め、同表の41の項の1中「3,600円」を「3,500円」に改め、同表の42の項中「1,200円」を「1,100円」に改め、同表の43の項の1中「23,500円」を「23,450円」に改め、同項の4中「21,850円」を「21,700円」に改め、同表の44の項中「1,200円」を「1,100円」に改め、同表の45の項の1中「15,000円」を「14,950円」に改め、同項の3中「9,450円」を「9,400円」に改め、同項の4中「12,850円」を「12,750円」に改め、同表の46の項の1中「2,800円」を「2,850円」に改め、同項の2中「1,700円」を「1,750円」に、「3,250円」を「3,300円」に改め、同項の3中「1,000円」を「1,050円」に改め、同表の49の項の1中「700円」を「750円」に改め、同項の2中「2,450円」を「2,350円」に改め、同項の3中「2,200円」を「2,100円」に改め、同項の4中「4,700円」を「4,650円」に改め、同項の5中「4,150円」を「4,100円」に、「4,050円」を「4,000円」に改め、同項の7中「3,150円」を「3,100円」に改め、同項の8中「1,250円」を「1,300円」に改め、同項の10中「2,100円」を「2,050

円」に、「2,750円」を「2,700円」に、「2,600円」を「2,550円」に、「2,450円」を「2,400円」に改め、同項の11中「600円」を「500円」に、「950円」を「800円」に、「1,500円」を「1,350円」に改め、同項の12中「5,800円」を「5,600円」に、「5,350円」を「5,200円」に、「2,350円」を「2,250円」に改め、同項の13中「13,350円」を「13,200円」に、「9,200円」を「9,050円」に改め、同項に次のように加える。

| | |
|------------------------------|--------------------|
| 14 法第108条の2第1 項第14号に掲げる講習 | 講習1時間につき 1,900円 |
|------------------------------|--------------------|

別表第1の50の項中「850円」を「900円」に改める。

別表第2の1の項中「4,150円」を「4,000円」に、「3,750円」を「3,600円」に、「4,450円」を「4,250円」に改め、同表の2の項中「7,000円」を「6,700円」に、「6,400円」を「6,100円」に、「2,200円」を「2,100円」に、「7,800円」を

「7,400円」に改め、同表の3の項中

| |
|--------|
| 2,100円 |
| 1,850円 |
| 2,100円 |

を

| |
|--------|
| 2,450円 |
| 1,950円 |
| 1,950円 |

に改め、同表の4の項中

| |
|--|
| |
|--|

| |
|--------|
| 2,100円 |
| 1,850円 |
| 2,100円 |

を

| |
|--------|
| 2,450円 |
| 1,950円 |
| 1,950円 |

に改め、同表の

5 の項中

| |
|--------|
| 2,250円 |
| 2,000円 |
| 2,250円 |

を

| |
|--------|
| 2,000円 |
| 1,950円 |
| 2,500円 |

に改

め、同表の 6 の項中「1,850円」を「1,750円」に、「1,950円」を「2,100円」に、「2,450円」を「2,550円」に、「3,150円」を「3,700円」に改め、同表の 7 の項中「2,700円」を「2,550円」に改め、同表の備考 1 中「2,950円」を「2,800円」に、「900円」を「850円」に、「3,050円」を「3,100円」に改め、同表の備考 2 中「350円を、」を「550円を、」に、「200円」を「350円」に改める。

別表第 3 の 1 の項中「4,150円」を「4,000円」に、「3,750円」を「3,600円」に、「4,450円」を「4,250円」に改め、同表の 2 の項中「1,450円」を「1,350円」に、「1,400円」を「1,250円」に、「1,500円」を「1,300円」に、「1,900円」を「2,050円」に改め、同表の 3 の項中「1,350円」を「1,250円」に、「1,300円」を「1,200円」に、「1,150円」を「1,100円」に改め、同表の 4 の項中「1,450円」

を「1,550円」に、「1,200円」を「1,350円」に、「1,250円」を「1,300円」に改め、同表の5の項中「1,450円」を「1,550円」に、「1,200円」を「1,350円」に、「1,250円」を「1,300円」に改め、同表の6の項中

| | | | |
|--------|---|--------|---------|
| 1,350円 | | 1,400円 | |
| 1,150円 | を | 1,300円 | に改め、同表の |
| 1,150円 | | 1,200円 | |

7の項中「2,700円」を「2,550円」に改め、同表の備考1中「3,000円」を「2,850円」に、「950円」を「900円」に、「1,050円」を「1,100円」に、「3,050円」を「3,150円」に改め、同表の備考2中「100円を、普通自動車免許」を「250円を、普通自動車免許」に、「50円」を「100円」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第3条第1項第3号の改正規定は公布の日から、別表第1の49の項に次のように加える改正規定は平成27年6月1日から施行する。